

12月3日(水)
～9日(火)は

障害者週間です

この期間は、障害のある人もない人も、互いに尊重し、支え合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指し、障害への理解と認識を深めるための大切な機会です。

町では、この趣旨に基づき、障害のある方の自立と社会参加を支援するとともに、全ての人が安心して暮らせる地域づくりを進めています。

障害の有無にかかわらず、誰もが自分らしく暮らせる社会を実現するためには、地域のみなさん一人ひとりの理解と協力が欠かせません。この機会に、障害や福祉について改めて考え、思いやりのある行動を心がけましょう。

図福祉課障害福祉班 ☎84-1257 図84-2713

障害のある人への「合理的配慮」の提供が義務化されました

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」は、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を目的として、平成28年4月から施行されています。この法律では、行政機関や民間事業者に対し、障害を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」や、日常生活における「合理的配慮の提供」などが定められています。

令和6年4月からは、これまで努力義務であった民間事業者による合理的配慮の提供が「義務」となりました。障害のある人が社会の一員として平等に参加できるよう、個々の特性や状況に応じた対応が求められます。

●合理的配慮の主な例(過重な負担とならない範囲で対応)

- ①**身体障害のある人** 車いす利用者が移動しやすいように、通路の幅や段差解消に関して配慮を行う。
- ②**聴覚障害のある人** 筆談やイラストで案内する。

③**視覚障害のある人** 声による読み上げ、点字を活用する。

④**知的障害のある人** 難しい漢字にふりがなをつける。予定の変更が発生したら早めに伝えて納得してもらう。

⑤**精神疾患のある人** 必要な情報を簡潔にわかりやすい言葉で説明する。

⑥**発達障害のある人** 人混みや音などの刺激の多い場所で、気持ちを落ち着かせる空間や場所(カームダウンエリア)の配慮を行う。

合理的配慮の内容は、障害の種類や生活の場面により異なります。まずは、相手の話に耳を傾け、何に困っているのかを理解する姿勢が大切です。

町では、障害のある人への理解促進と環境整備に引き続き取り組んでまいります。

障害のある人などに関するマーク・標識

障害のある人などに関するマークや標識は、障害のある人に対応した設備や取組、ルールなどが存在することを示したり、障害のある人などが支援を必要としていることを伝えたりするものです。

マーク・標識	マーク・標識の説明	必要としている支援内容
	障害のある人が利用できる乗り物や建物、施設であることをわかりやすく表した世界共通のシンボルマークです。	このマークは「すべての障害のある人」を対象としています。車いすを利用する障害のある人だけに限定し、使用されるものではありません。
	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表す耳のシンボルマークです。聴覚障害のある人がカードなどを身に付けています。	聞こえが不自由な方から申し出があれば、必要なサポートをお願いします。
	目に障害のある人の安全を考えた建物や設備などにつけられている世界共通のマークです。	信号機や音声案内装置など、さまざまな場所に設置されています。
	体の内部に障害があることを表す「ハートプラス」というマークです。障害は目に見えるものだけではなく、さまざまな誤解なども受けやすい体の内部に障害がある人を表すマークです。	このマークをつけている人を見かけたら、体の内部に障害がある人の利用への配慮についてご理解とご協力をお願いします。
	人工膀胱・人工肛門を使用している人(オストメイト)であること、オストメイトのための設備(オストメイト対応のトイレ)があることを表しています。	このマークを見かけたら、体の内部に障害のある人であること、オストメイトのために配慮されたトイレであることをご理解のうえ、ご協力をお願いします。

マーク・標識	マーク・標識の説明	必要としている支援内容
	身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)への理解を広めるマークです。「補助犬を積極的に受け入れます」というお店側のメッセージが込められています。	使用者が補助犬を同伴していても、介助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら積極的にお声をかけをお願いします。また、補助犬には食べ物や水を勝手にあげたり、かわいからといって見つめたり、触ったり、話しかけないようにしましょう。
	肢体不自由のため、運転免許に条件がある人の車に表示するマークです。	このマークをつけた車に「幅寄せ」や「割り込み」をすると道路交通法違反になります。(やむを得ない場合を除く)
	聴覚障害のため、運転免許に条件がある人の車に表示するマークです。	このマークをつけた車に「幅寄せ」や「割り込み」をすると道路交通法違反になります。(やむを得ない場合を除く)
	障害のある人の中には、自分から「困っています」と伝えることが苦手な人もいます。このマークは、障害のある人がいざというときに必要な支援や配慮を周りの人をお願いしやすくするためのマークです。	このマークを示されたときには書かれている内容にそったサポートをしましょう。